

# 平成 26 年 8 月豪雨災害に関する支援等について

「平成 26 年 8 月豪雨」では、中国・四国地方も、台風第 12 号、台風第 11 号及びそれに続く豪雨により、観測史上まれに見る大雨に繰り返し見舞われた。

この豪雨により、広島県、山口県、徳島県及び高知県を中心に、死傷者の発生、建物の損壊・浸水、道路・河川等の公共施設の被災など各地に甚大な被害をもたらした。

この度の災害は、同じ地方に豪雨が集中し、しかも繰り返し発生するという近年の風水害はない様相を呈しており、このことが被害の深刻化と拡大の要因となっている。

このため、この度の災害の特徴を的確に捉えた上で、災害復旧制度を適用し、災害復旧事業の迅速な推進や事前防災・減災対策の充実を図り、しなやかで復元力の強い国土と安全・安心な地域を創り上げていく必要がある。

については、次の事項について、政府に対し強く要望する。

## 1 台風・豪雨被害の早期復旧及び災害対策の充実について

中国・四国地方を始め、全国に甚大な被害を及ぼした「平成 26 年 8 月豪雨」について、これらを一連の複合災害として捉え、早期に激甚災害として指定すること。また、災害に伴う特別の財政需要について十分な特別措置を行うこと。

道路、河川、砂防設備、鉄道、公園、上下水道、農地・農業用施設、林地・林道、海岸、港湾施設、漁港施設、医療施設、社会福祉施設、学校等文教施設、文化財等この度の災害で被害を受けた施設の復旧が速やかに進められるよう災害復旧事業や災害関連事業の早期採択等に配慮すること。特に、災害査定の迅速化、簡素化等を行うこと。

災害救助法については、この度のような時期が近接した災害は、一連の複合災害として捉え、適用範囲を柔軟に設定できるようにするとともに、小規模自治体に配慮した適用基準の見直しを行うこと。併せて、災害規模によっては避難所生活が長期化することから、応急的な医療だけでなく、D P A T（災害派遣精神医療チーム）による活動や、応急的なリハビリテーションの実施、市町村ボランティアセンターの設置、運営等の経費を支援対象とするなどの支援内容の充実を図ること。

被災者生活再建支援制度について、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一或いは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない団体には適用されない例が生じている。こうした不公平を解消するため、同一或いは一連の災害であれば被災自治体全てに適用するとともに、制度の対象となる世帯を拡充するなど、制度の改善を行うこと。

## 2 事前防災・減災対策の充実について

災害から国民の生命・財産を守るため、道路、河川、砂防設備、急傾斜、地すべり、農業基盤、治山、海岸、港湾施設等の老朽化対策を含めた防災・減災対策を早期に行う必要があることから、これら公共事業予算の大幅な増額や補助率の拡充を行うこと。また、整備が遅れている中山間地域の道路など、防災機能の弱い道路の安全性向上を図るため、道路事業の一層の促進が可能となるよう、特別の措置を講ずること。

流域の安全・安心な生活を確保するため、直轄河川については、現に実施している事業の早期完了を、災害危険箇所については、計画的かつ迅速な事業着手を図ること。また、県管理河川についても、事業の一層の推進が図られるよう、特段の措置を講ずること。

土砂災害防止法の改正等による土砂災害警戒区域等の指定推進に加え、住民自身が住居の危険度の確認や危険度を察知した場合に適切な行動をとることができるよう、ハザードマップの活用や防災訓練などを通じて防災意識を高めるなどソフト施策の充実も必要であることから、これらの取組が有効に行えるような仕組みを構築とともに、これに要する費用の助成や基準財政需要額への参入、警戒区域等の指定にかかる交付金の補助率の嵩上げや自治体負担分を起債対象とする制度の拡充などの支援を行うこと。

災害時要配慮者が利用する学校、医療施設、社会福祉施設等を対象に、浸水被害や土砂災害の危険地域からの「事前移転制度」の創設と支援を行うこと。

局地豪雨や竜巻などの突発的な自然災害を早期に予測し、情報を提供するシステムを早期に開発するなど、集中豪雨観測の強化を進めること。

夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の精度が高い降水予測（メッシュ情報）を提供すること。

平成26年9月3日

中四国サミット（中国・四国9県知事、中国・四国経済連合会会長）